

新	旧
第1章 総 則 （目的） 第1条（略） （略） （語句の説明） 1 消費生活 （略）また、大気や水などの汚染や地球温暖化、リサイクルや省エネルギー等の資源環境問題、<u>エシカル消費</u>なども消費生活に関わる問題として捉える必要がある。 （略）	第1章 総 則 （目的） 第1条（略） （略） （語句の説明） 1 消費生活 （略）また、大気や水などの汚染や地球温暖化、リサイクルや省エネルギー等の資源環境問題なども消費生活に関わる問題として捉える必要がある。 （略）
（都の責務） 第3条（略） （略） （語句の説明） （略） 4 調査、研究、学習等の活動に対して、必要な援助及び協力 現在行っている事業の中では、調査、研究活動に対する援助・協力として、消費者団体と都が協働して行う「東京都消費者月間事業」、専門書等の文献や各種調査報告書等の提供、学習活動に対する援助・協力として、東京都消費者啓発員（コンシューマー・エイド）の<u>養成</u>・派遣や学習の場の提供（消費生活総合センター・<u>多摩消費生活センター</u>の<u>施設等</u>の消費者団体利用）などが挙げられる。 （略）	（都の責務） 第3条（略） （略） （語句の説明） （略） 4 調査、研究、学習等の活動に対して、必要な援助及び協力 現在行っている事業の中では、調査、研究活動に対する援助・協力として、消費者団体と都が協働して行う「東京都消費者月間事業」、専門書等の文献や各種調査報告書等の提供、学習活動に対する援助・協力として、東京都消費者啓発員（コンシューマー・エイド）の<u>育成</u>・派遣や学習の場の提供（消費生活センターの<u>ルーム</u>の消費者団体利用）などが挙げられる。 （略）
（特別区及び市町村に対する協力） 第4条（略） （略） （語句の説明） （略） 3 情報の提供 具体例として、「東京都・区市町村消費生活行政情報」の発行、「消費生活相談支援サイト」の	（特別区及び市町村に対する協力） 第4条（略） （略） （語句の説明） （略） 3 情報の提供 具体例として、「東京都・区市町村消費者行政情報」の発行、「消費生活相談支援サイト」の運

運用、「<u>東京都・区市町村消費生活</u>行政担当課長会」の開催等が行われている。 （略）	用、「<u>区市町村消費者</u>行政担当課長会」の開催等が行われている。 （略）
（国に対する措置要求等） 第6条（略） （略） （関係法令の条文） （略） 「特定商取引法施行令」 第<u>42</u>条（2以上の都道府県にわたる訪問販売等についての知事の主務大臣への要請） 「<u>日本農林規格</u>等に関する法律」（J A S 法） 第<u>4</u>条（都道府県又は利害関係人の日本農林規格を制定すべきことの農林水産大臣への申出） （略）	（国に対する措置要求等） 第6条（略） （略） （関係法令の条文） （略） 「特定商取引法施行令」 第<u>19</u>条（2以上の都道府県にわたる訪問販売等についての知事の主務大臣への要請） 「<u>農林物資の規格化</u>等に関する法律」（J A S 法） 第<u>8</u>条（都道府県又は利害関係人の日本農林規格を制定すべきことの農林水産大臣への申出） （略）
第2章 危害の防止 （略） （危害に関する調査） 第10条（略） 3 （略） 〔意見陳述の機会の付与 § 49、公表 § 50、<u>立証再要求</u>規 § 3〕	第2章 危害の防止 （略） （危害に関する調査） 第10条（略） 3 （略） 〔意見陳述の機会の付与 § 49、公表 § 50〕
（調査に関する情報提供） 第11条（略） （趣 旨） 本条は、調査の経過、結果を都民に情報提供することにより、都民自らが考え、行動する手がかりを提供することを<u>目的とするものである</u>。	（調査に関する情報提供） 第11条（略） （趣 旨） 本条は、調査の経過、結果を都民に情報提供することにより、都民自らが考え、行動する手がかりを提供すること<u>にある</u>。
（危険な商品又はサービスの排除） 第12条（略） （趣 旨） 本条は、健康を損ない、又は身体に危害を及ぼす疑いがあるなどの商品、サービスの供給に関わる事業者に対して、製造の中止等必要な措置をとるべきことを<u>勧告できることとするもので</u>	（危険な商品又はサービスの排除） 第12条（略） （趣 旨） 本条は、健康を損ない、又は身体に危害を及ぼす疑いがあるなどの商品、サービスの供給に関わる事業者に対して、製造の中止等必要な措置をとるべきことを<u>勧告するものである</u>。

ある。 （略） （語句の説明） （略） 2 法令に定める措置をとる場合 （1）本条と同趣旨の措置を定める法令により措置された場合、本条は適用されない。例えば、「食品衛生法」に規定する食品、添加物、器具又は容器包装については、同法第6条、第<u>12</u>条及び第16条等に危害防止に関する包括的な規定を設け、その違反に対しては、同法第<u>59</u>条等により廃棄その他の食品衛生上の危害を除去するために必要な措置をとることができる等としている。 （略） 3 必要な措置 （略） （関係法令の条文） 「食品衛生法」第<u>59</u>条～第<u>61</u>条（廃棄処分、許可の取消し、営業の禁止又は停止） （略）	（略） （語句の説明） （略） 2 法令に定める措置をとる場合 （1）本条と同趣旨の措置を定める法令により措置された場合、本条は適用されない。例えば、「食品衛生法」に規定する食品、添加物、器具又は容器包装については、同法第6条、第<u>10</u>条及び第16条等に危害防止に関する包括的な規定を設け、その違反に対しては、同法第<u>54</u>条等により廃棄その他の食品衛生上の危害を除去するために必要な措置をとることができる等としている。 （略） 3 必要な措置 （略） （関係法令の条文） 「食品衛生法」第<u>54</u>条～第<u>56</u>条（廃棄処分、許可の取消し、営業の禁止又は停止） （略）
（緊急危害防止措置） 第13条（略） 〔立入調査等 §46①、公表通知 規 §4〕 （略） （語句の説明） （略） 2 法令に定める措置 （略） また、その他の同趣旨の規定として、「ガス事業法」第<u>157</u>条による災害防止命令等が挙げられる。 （略） （関係法令の条文） （略） 「ガス事業法」第<u>157</u>条（災害防止命令） （略）	（緊急危害防止措置） 第13条（略） 〔立入調査等 §46①〕 （略） （語句の説明） （略） 2 法令に定める措置 （略） また、その他の同趣旨の規定として、「ガス事業法」第<u>39</u>条の<u>18</u>による災害防止命令等が挙げられる。 （略） （関係法令の条文） （略） 「ガス事業法」第<u>39</u>条の<u>18</u>（災害防止命令） （略）

（危害防止のための表示） 第14条（略） （略） （語句の説明） （略） 4 指定する （略）ただし、これらの具体的危害防止表示事項等については、公正・公平性を担保するため、審議会における指定等をめぐる審議経過や指定理由などを踏まえ、必要に応じて委員会を設置したり既存の助言制度等を活用<u>するなどして</u>、より高い専門性を有する学識経験者や関係事業者団体、消費者団体等から意見を聞き、きめ細かく対応する必要がある。 （略）	（危害防止のための表示） 第14条（略） （略） （語句の説明） （略） 4 指定する （略）ただし、これらの具体的危害防止表示事項等については、公正・公平性を担保するため、審議会における指定等をめぐる審議経過や指定理由などを踏まえ、必要に応じて委員会を設置したり既存の助言制度等を活用し、より高い専門性を有する学識経験者や関係事業者団体、消費者団体等から意見を聞き、きめ細かく対応する必要がある。 （略）
第3章 表示、包装及び計量の適正化 （略） （表示等の調査） 第16条（略） （略） （語句の説明） （略） ＜第2項関係＞ （略） 3 法令に定めがある場合 法律でサービス表示を規制しているものには、「特定商取引法」の特定継続的役務提供で一定の要件に該当する、いわゆるエステティック、<u>美容医療</u>、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室及び結婚相手紹介サービスがある。	第3章 表示、包装及び計量の適正化 （略） （表示等の調査） 第16条（略） （略） （語句の説明） （略） ＜第2項関係＞ （略） 3 法令に定めがある場合 法律でサービス表示を規制しているものには、「特定商取引法」の特定継続的役務提供で一定の要件に該当する、いわゆるエステティック<u>サロン</u>、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室及び結婚相手紹介サービスがある。
（品質等の保証表示） 第17条（略） （略） （語句の説明） （略） 3 表示すべき事項 （略）なお、⑪の「法的責任」とは、事業者が負	（品質等の保証表示） 第17条（略） （略） （語句の説明） （略） 3 表示すべき事項 （略）なお、⑪の「法的責任」とは、事業者が負

う法律上の責任（契約により負う責任—<u>契約不適合責任</u>、債務不履行責任、契約の有無に関わらず負う責任—不法行為責任）をいう。 （略）	う法律上の責任（契約により負う責任—<u>瑕疵担保責任</u>、債務不履行責任、契約の有無に関わらず負う責任—不法行為責任）をいう。 （略）
（単位価格及び販売価格の表示） 第18条（略） （略） （語句の説明） （略） 4 使用する単位 商品の性質に応じ、商品ごとに質量、長さ、面積、体積等を表す単位を使用し、商品の販売価格と併せて、単位量当たりの価格、例えば、「100グラム当たり〇〇円」、「10 ミリリットル当たり〇〇円」などに表示する。<u>なお、単位価格の算出基礎は、販売価格（原則税込）である。</u> （略）	（単位価格及び販売価格の表示） 第18条（略） （略） （語句の説明） （略） 4 使用する単位 商品の性質に応じ、商品ごとに質量、長さ、面積、体積等を表す単位を使用し、商品の販売価格と併せて、単位量当たりの価格、例えば、「100グラム当たり〇〇円」、「10 ミリリットル当たり〇〇円」などに表示する。 （略）
第4章 不適正な事業行為の是正等 第1節 価格に関する不適正な事業行為の是正 （価格等の調査） 第21条（略） （趣 旨） （略） 原油価格の上昇や自然災害などにより、生活必需物資の価格が高騰する可能性がある。本条では、必要があるときは、生活関連商品やサービスなどについて価格調査を実施することになっている。 本条は、一般的・基礎的な性格を有する調査について定めたものであり、それ自体で上記の役割を果たすものである。単に第22条に定める特別調査の予備調査という位置づけのものではない。 （略）	第4章 不適正な事業行為の是正等 第1節 価格に関する不適正な事業行為の是正 （価格等の調査） 第21条（略） （趣 旨） （略） <u>現在、物価は比較的安定しているが、</u>原油価格の上昇や自然災害などにより、生活必需物資の価格が高騰する可能性がある。本条では、必要があるときは、生活関連商品やサービスなどについて価格調査を実施することになっている。 <u>このように、</u>本条は、一般的・基礎的な性格を有する調査について定めたものであり、それ自体で上記の役割を果たすものである。単に第22条に定める特別調査の予備調査という位置づけのものではない。 （略）
第2節 不適正な取引行為の防止 （不適正な取引行為の禁止）	第2節 不適正な取引行為の防止 （不適正な取引行為の禁止）

第25条（略） 2 （略） 〔指導及び勧告 § 48、意見陳述の機会の付与 § 49、公表 § 50②〕 （趣 旨） （略）また、具体的な不適正な取引行為については、施行規則第5条の2から第12条<u>まで</u>で55の具体的行為を定めている。 九つの行為類型は以下のとおりである。 （略） ⑦ 不当な履行<u>遅延</u>行為 （略） ①と②の<u>二つ</u>の行為類型については、（略） （略） 次に、取引に必要な情報が消費者に確実に提供されるよう、法令で定められた書面交付義務・広告表示義務等の「②情報提供義務に違反する勧誘行為」を不適正な取引行為の類型として追加した。これは、法令上の定めはあるが知事に規制権限が付与されていない取引における消費者被害に対しても適切に対応できるよう、条例上に不適正な取引行為として定めたものである。 （略） （語句の説明） （略） 2 不適正な取引行為 本条の「不適正な取引行為」とは、法律行為（契約など）、準法律行為（催告など）に限らず、事実行為（勧誘など）を含む行為全般を指し、<u>詐欺、脅迫などの犯罪行為</u>や特定商取引法の禁止行為など、法律上の違法性の強いものを中核として、その外延にある信義則や公序良俗に違反する取引行為等をも包含する。不適正な取引行為の中核となるものについては、当然、<u>刑事罰</u>や特定商取引法の罰則の適用を受けることが考えられる。	第25条（略） 2 （略） 〔指導及び勧告 § 48、意見陳述の機会の付与 § 49、公表 § 50〕 （趣 旨） （略）また、具体的な不適正な取引行為については、施行規則第5条の2から第12条で55の具体的行為を定めている。 九つの行為類型は以下のとおりである。 （略） ⑦ 不当な履行<u>延引</u>行為 （略） ①と②の<u>2つ</u>の行為類型については、（略） （略） 次に、取引に必要な情報が消費者に確実に提供されるよう、法令で定められた書面交付義務・広告表示義務等の「②情報提供義務に違反する勧誘行為」を不適正な取引行為の類型として追加した。これは、法令上の定めはあるが<u>都</u>知事に規制権限が付与されていない取引における消費者被害に対しても適切に対応できるよう、条例上に不適正な取引行為として定めたものである。 （略） （語句の説明） （略） 2 不適正な取引行為 本条の「不適正な取引行為」とは、法律行為（契約など）、準法律行為（催告など）に限らず、事実行為（勧誘など）を含む行為全般を指し、<u>犯罪行為</u>や特定商取引法の禁止行為など、法律上の違法性の強いものを中核として、その外延にある信義則や公序良俗に違反する取引行為等をも包含する。不適正な取引行為の中核となるものについては、当然、<u>刑事法</u>や特定商取引法の罰則の適用を受けることが考えられる。
--	--

(略) (関係法令の条文) 「特定商取引法」(昭和51年法律第57号) <u>第6条、第12条、第13条の2、第21条、第34条、第44条、第52条、第58条の10等</u> (禁止行為) <u>第7条、第14条、第22条、第38条、第46条、第56条、第58条の12等</u> (指示の対象となる禁止行為) <u>省令第18条、第42条、第64条、第87条、第106条、第128条、第146条</u> (省令で定める禁止行為) — (略) (略) (語句の説明) (略) 2 電話機、ファクシミリ装置その他の通信機器若しくは情報処理の用に供する機器を利用して 電話、ファクシミリのほか、<u>スマートフォン</u>やコンピュータの電子メール等をいう。こうした手段は、安価で、手軽に多数の消費者に対して直接働きかけるという特性があることから、消費者の自主性が害されるおそれがあるため、これらの手段による広告宣伝等を規制の対象としている。 (略) (関係法令の条文) 「特定商取引法」 <u>省令第18条、第64条、第87条、第106条、第128条、第146条</u> (適合性原則違反、判断力不足便乗) <u>第12条の3、第12条の4、第36条の3、第36条の4、第54条の3、第54条の4</u> (承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止等)	(略) (関係法令の条文) 「特定商取引法」(昭和51年法律第57号) <u>6条、21条、34条、44条、52条、58条の10</u> (禁止行為) <u>7条、22条、38条、46条、56条、58条の12</u> (指示) <u>8条、23条、39条、47条、57条、58条の13</u> (業務の停止等) <u>66条</u> (報告及び立入検査) <u>省令7条、23条、31条、39条、46条、54条</u> (禁止行為) — (略) (略) (語句の説明) (略) 2 電話機、ファクシミリ装置その他の通信機器若しくは情報処理の用に供する機器を利用して 電話、ファクシミリのほか、<u>携帯電話</u>やコンピュータの電子メール等をいう。こうした手段は、安価で、手軽に多数の消費者に対して直接働きかけるという特性があることから、消費者の自主性が害されるおそれがあるため、これらの手段による広告宣伝等を規制の対象としている。 (略) (関係法令の条文) 「特定商取引法」 <u>省令7条、23条、31条、39条、46条、54条</u> (適合性原則違反、判断力不足) <u>法12条の3</u> (承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止等)
---	---

<u>第12条の5（承諾をしていない者に対するファクシミリ広告の提供の禁止等）</u> <u>第3条の2、第17条、第58条の6第3項（契約を締結しない旨の意思を示した者に対する勧誘の禁止）</u> 「金融商品取引法」 <u>第40条（適合性原則）</u> 二 （略） （趣 旨） （略）法令で規定されていても<u>知事</u>に規制権限が付与されていないため、（略） （語句の説明） 1 法令 消費者の合理的選択を確保するため、事業者 に情報提供義務を課している法律には、（略）宅 地建物取引業法、預託等取引に関する法律、不動 産特定共同事業法など多数の法律がある。 （略） 2 当該書面に記載すべき事項を記録した電磁 的記録を含む 消費者が承諾した場合で、書面の交付義務に 替えて契約に必要な事項を電磁的記録により提 供する場合、当該電磁的記録は本条例において も法令に定める書面に当たるものとする。 例えば、<u>特定商取引法では、消費者への交付が 義務付けられている契約書面に代えて、消費者 の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電 磁的方法により提供することができるとされて いる。（特定商取引法第5条第3項により準用す る第4条第2項ほか。令和5年6月1日施行）</u> 3 その他事業者が消費者に情報を提供する義 務 本号では、情報提供義務の内容として、「書面	<u>法3条の2、17条（契約を締結しない旨の意思 を示した者に対する勧誘の禁止）</u> 「金融商品取引法」 40条（適合性原則） 二 （略） （趣 旨） （略）法令で規定されていても<u>都知事</u>に規制権 限が付与されていないため、（略） （語句の説明） 1 法令 消費者の合理的選択を確保するため、事業者 に情報提供義務を課している法律には、（略）宅 地建物取引業法、<u>特定商品等の預託等取引契約 に関する法律、不動産特定共同事業法など多数 の法律がある。</u> （略） 2 当該書面に記載すべき事項を記録した電磁 的記録を含む 消費者が承諾した場合で、書面の交付義務に 替えて契約に必要な事項を電磁的記録により提 供する場合、当該電磁的記録は本条例において も法令に定める書面に当たるものとする。 例えば、<u>保険業法では、一部の保険契約につい て重要事項を記載した書面の交付を義務付けて いるが、当該保険契約者の承諾を得て、当該書面 に記載すべき事項を電磁的方法により提供する ことができるとしている（保険業法施行規則第 53条第2項）。</u> 3 その他事業者が消費者に情報を提供する義 務 本号では、情報提供義務の内容として、「書面
--	--

を消費者に交付する義務」、「広告における表示義務」を列挙している。「<u>その他事業者が消費者に情報を提供する義務</u>」としては、電子契約における申込みであることを容易に認識できる画面構成とすべき義務や<u>消費者が申込みの内容を容易に確認・訂正できるようにすべき義務</u>などが含まれ、規則において具体的に定めている。また、条例第16条から第18条<u>まで</u>に定める表示義務も、「この条例に定める」「<u>その他事業者が消費者に情報を提供する義務</u>」に当たる。 （関係法令の条文） 特定商取引法 <u>第4条、第5条、第18条、第19条、第20条、第37条、第42条、第55条、第58条の7、第58条の8（書面交付・記載義務）、第11条、第12条の6、第35条、第53条（広告等表示記載義務）</u> 割賦販売法 <u>第30条、第30条の2の3、第35条の3の2、第35条の3の9（情報提供、書面交付・記載義務、広告表示義務）</u> ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律 <u>第5条（書面交付・記載義務）</u> 貸金業法 <u>第16条の2、第17条（書面交付・記載義務）、第15条（広告表示義務）</u> 宅地建物取引業法 <u>第37条（書面交付・記載義務）</u> 金融商品取引法 <u>第37条の3、第37条の4、第37条の5（書面交付・記載義務）、第37条第1項（広告表示義務）</u> 預託等取引に関する法律 <u>第3条（書面交付・記載義務）</u> 商品投資に係る事業の規制に関する法律 <u>第18条、第19条（書面交付・記載義務）</u> 不動産特定共同事業法 <u>第24条、第25条（書面交付・記載義務）、第18条第2項（広告表示義務）</u> 三 （略）	を消費者に交付する義務」、「広告における表示義務」を列挙している。「<u>その他事業者が消費者に情報を提供する義務</u>」としては、電子契約における申込みであることを容易に認識できる画面構成とすべき義務や<u>確認・訂正画面を設ける義務</u>などが含まれ、規則において具体的に定めている。また、条例第16条から第18条に定める表示義務も、「この条例に定める」「<u>その他事業者が消費者に情報を提供する義務</u>」に当たる。 （関係法令の条文） 特定商取引法 4条、5条、18条、19条、20条、37条、42条、55条、58条の7、58条の8（書面交付・記載義務）、11条、35条、53条（広告記載義務） 割賦販売法 30条の2の3、35条の3の9（書面交付・記載義務）、30条、35条の3の2（<u>広告記載義務</u>） ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律 5条（書面交付・記載義務） 貸金業法 16条の2、17条（書面交付・記載義務）、15条（<u>広告記載義務</u>） 宅地建物取引業法 37条（書面交付・記載義務） 金融商品取引法 37条の3、37条の4、37条の5（書面交付・記載義務）、37条（<u>広告記載義務</u>） <u>特定商品等の預託等取引契約に関する法律</u> 3条（書面交付・記載義務） 商品投資に係る事業の規制に関する法律 18条、19条（書面交付・記載義務） 不動産特定共同事業法 24条、25条（書面交付・記載義務）、18条（<u>広告記載義務</u>） 三 （略）
---	---

（語句の説明） （略） 2 重要な情報 消費者が商品、サービスに係る取引を行う際に、そのことを知っていれば異なる判断や対応をしたと思われるような情報を指す。<u>例えば、建築基準法の違反になることを隠して屋根裏部屋新設工事を契約させたケースの法令基準に関する情報などがある。</u>	（語句の説明） （略） 2 重要な情報 消費者が商品、サービスに係る取引を行う際に、そのことを知っていれば異なる判断や対応をしたと思われるような情報を指す。<u>事例としては法令違反になることを隠して屋根裏部屋工事などを契約させたケースの法令基準に関する情報などがある。</u>
四（略） （趣 旨） （略） なお、<u>平成 18 年改正前に文中にあった「消費者の自発的意思を待つことなく執ように説得し」は、「消費者を威迫して困惑させ」に文言整理し、「迷惑を覚えさせるような方法で」、「正常な判断ができない状態に陥らせ」を加えることにより、迷惑勧誘に関する不適正取引行為は網羅できるとして、平成 18 年改正前の「これらにより消費者の十分な意思形成のないまま」は、削除した。</u>	四（略） （趣 旨） （略） なお、「消費者の自発的意思を待つことなく執ように説得し」は、「消費者を威迫して困惑させ」に文言整理し、「迷惑を覚えさせるような方法で」、「正常な判断ができない状態に陥らせ」を加えることにより、迷惑勧誘に関する不適正取引行為は網羅できるとして、<u>従来の「これらにより消費者の十分な意思形成のないまま」は、削除した。</u>
五（略） （趣 旨） （略） 消費者に一方的に不利益をもたらす不当な条項は、消費者契約法第 8 条から第 10 条<u>まで</u>の規定でも「無効」とされているが、平成 14 年の改正でこの考え方を取り入れ、不当な内容の契約締結について規制を強化したものである。 （語句の説明） 1 取引における信義誠実の原則 契約等取引関係において、事業者は、消費者が求める正当な期待や信頼を裏切らないように行動すべきであるとする取引上の原則をいう。民法第 1 条第 2 項に規定する基本原則「<u>権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わな</u>	五（略） （趣 旨） （略） 消費者に一方的に不利益をもたらす不当な条項は、消費者契約法第 8 条から第 10 条の規定でも「無効」とされているが、平成 14 年の改正でこの考え方を取り入れ、不当な内容の契約締結について規制を強化したものである。 （語句の説明） 1 取引における信義誠実の原則 契約等取引関係において、事業者は、消費者が求める正当な期待や信頼を裏切らないように行動すべきであるとする取引上の原則をいう。民法第 1 条第 2 項に規定する基本原則を参照のこと。

なければならない。」を参照のこと。 （略）	（略）
六（略） （略） （語句の説明） （略） 2 威迫して困惑させる 「威迫して困惑させる」の意味は、条例第25条第1項第4号の説明と同じ。 （略）	六（略） （略） （語句の説明） （略） 2 威迫して困惑させる <u>従来の条例では「威迫し、又は困惑させる等」となっていたものを「威迫して困惑させる等」に文言整理したもので、趣旨に変わりはない。</u> 「威迫して困惑させる」の意味は、条例第25条1項4号の説明と同じ。 （略）
七（略） （略） （語句の説明） 1 法律の規定 <u>例えば、預託等取引に関する法律や特定商取引法の特定継続的役務提供に関しては財務書類の閲覧権が規定されている。閲覧や、事実又は情報の開示を請求できる権利等の行使を拒否し、閲覧、開示等を拒むことなどの債務不履行や不完全履行等の行為を指す。</u> （略）	七（略） （略） （語句の説明） 1 法律の規定 <u>特定商取引法の特定継続的役務提供や預託法に規定されている財務書類の閲覧権などの債務不履行や不完全履行等の行為を指す。</u> （略）
八（略） （趣 旨） 本号に規定する行為類型は、契約の解除等に関する部分についての不当性に着目したものである。前段では、消費者からの正当な根拠に基づく契約の解除等を妨げること、後段では、有効に行われた解除等により生じた債務の履行を拒否・遅延させることを、不適正な取引行為としている。前段は「正当な根拠に基づく」クーリング・オフ制度、約定解除、法定の取消等を妨げることが対象とし、後段は「正当な根拠に基づく」という限定がないので、前段で挙げたものに合意解除も加えて、<u>債務の履行を拒否・遅延させること</u>	八（略） （趣 旨） 本号に規定する行為類型は、契約の解除等に関する部分についての不当性に着目したものである。前段では、消費者からの正当な根拠に基づく契約の解除等を妨げること、後段では有効に行われた解除等により生じた債務の履行を遅延させることを、不適正な取引行為としている。前段は「正当な根拠に基づく」クーリング・オフ制度、約定解除、法定の取消等を対象とし、後段は「正当な根拠に基づく」という限定がないので、前段で挙げたものに合意解除も加えて対象とする。

を対象とする。 （略）	（略）
九（略） （略） （語句の説明） （略） 6 消費者の利益を不当に害することが明白 取引業者が条例第25条第1項の第1号から第8号までに列挙された不適正な取引行為を消費者との間で行っているにもかかわらず、与信業者が与信契約を締結することは、このような取引業者による不適正な行為を助長することになる。 （略） 7 不当に害する方法 （略） 与信業者に対する抗弁の対抗が認められない場合であっても、与信業者による債務の取立方法が、消費者又はその関係者を威迫し、私生活の平穩を害するような言動により、又は正当な理由がないにもかかわらず消費者の不利益になる情報を信用情報機関に通知する等の言動を用いて心理的圧迫を与えて、与信債務の履行を強要するものであるときは、与信業者と消費者等との二当事者関係の問題として、<u>条例第25条第1項第6号の規定</u>が適用される。 （関係法令の条文） 「割賦販売法」（昭和36年法律159号） <u>第2条（定義）、第3条（割賦販売条件の表示）、第4条・第4条の2（書面の交付）、第29条の2（ローン提携販売条件の表示）、第29条の3（ローン提携販売に係る書面の交付）、第30条（包括信用購入あっせんの取引条件の表示）、第30条の2（包括支払可能見込額の調査）、第30条の2の3（包括信用購入あっせんに係る情報の提供等）、第30条の4（包括信用購入あっせん業者に対する抗弁）、第35条の3の2（個別信</u>	九（略） （略） （語句の説明） （略） 6 消費者の利益を不当に害することが明白 取引業者が条例第25条1号から8号までに列挙された不適正な取引行為を消費者との間で行っているにもかかわらず、与信業者が与信契約を締結することは、このような取引業者による不適正な行為を助長することになる。 （略） 7 不当に害する方法 （略） 与信業者に対する抗弁の対抗が認められない場合であっても、与信業者による債務の取立方法が、消費者又はその関係者を威迫し、私生活の平穩を害するような言動により、又は正当な理由がないにもかかわらず消費者の不利益になる情報を信用情報機関に通知する等の言動を用いて心理的圧迫を与えて、与信債務の履行を強要するといった場合は、与信業者と消費者等との二当事者関係の問題として、<u>規則第9条</u>が適用される。 （関係法令の条文） 「割賦販売法」（昭和36年法律159号） 2条（定義）、3条（割賦販売条件の表示）、4条・4条の2（書面の交付）、29条の2（ローン提携販売条件の表示）、29条の3（書面の交付）、30条（包括信用購入あっせんの取引条件の表示）、30条の2（包括支払可能見込額の調査）、30条の2の3（<u>書面の交付</u>）、30条の4（包括信用購入あっせん業者に対する抗弁）、35条の3の2（個別信用購入あっせんの取引条件の表示）、35条の3の3・4（個別支払可能見込額の調査）、35

用購入あっせんの取引条件の表示)、<u>第 35 条の 3 の 3・4</u> (個別支払可能見込額の調査)、<u>第 35 条の 3 の 5</u> (<u>個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査</u>)、<u>第 35 条の 3 の 8・9</u> (<u>個別信用購入あっせんに係る書面の交付</u>)、<u>第 35 条の 3 の 10・11</u> (<u>個別信用購入あっせん関係契約の申込みの撤回等</u>)、<u>第 35 条の 3 の 12</u> (通常必要とされる分量を著しく超える販売契約等に係る個別信用購入あっせん関係契約の申込みの撤回等)、<u>第 35 条の 3 の 13・14・15・16</u> (<u>個別信用購入あっせん関係契約の意思表示の取消し</u>)、<u>第 35 条の 3 の 19</u> (個別信用購入あっせん業者に対する抗弁)、<u>第 35 条の 3 の 20</u> (<u>個別信用購入あっせん業者の業務の運営に関する措置</u>) 「貸金業法」(昭和 58 年法律 32 号) <u>第 2 条</u> (定義)、<u>第 13 条の 2</u> (過剰貸付け等の禁止)、<u>第 14 条</u> (貸付条件等の揭示)、<u>第 15 条</u> (貸付条件の広告等)、<u>第 16 条</u> (誇大広告等の禁止等)、<u>第 16 条の 2</u> (契約締結前の書面の交付)、<u>第 17 条</u> (契約締結時の書面の交付)、<u>第 21 条</u> (取立て行為の規制)	条の 3 の 5(関係販売契約等の勧誘に係る調査)、<u>35 条の 3 の 8・9</u> (書面の交付)、<u>35 条の 3 の 10・11</u> (申込みの撤回等)、<u>35 条の 3 の 12</u> (通常必要とされる分量を著しく超える契約の申込みの撤回等)、<u>35 条の 3 の 13・14・15・16</u> (意思表示の取消し)、<u>35 条の 3 の 19</u> (個別信用購入あっせん業者に対する抗弁)、<u>35 条の 3 の 20</u> (運営に関する措置) 「貸金業法」(昭和 58 年法律 32 号) <u>2 条</u> (定義)、<u>13 条の 2</u> (過剰貸付け等の禁止)、<u>14 条</u> (貸付条件等の揭示)、<u>15 条</u> (貸付条件の広告等)、<u>16 条</u> (誇大広告等の禁止等)、<u>第 16 条の 2</u> (契約締結前の書面の交付)、<u>17 条</u> (契約締結時の書面の交付)、<u>21 条</u> (取立て行為の規制)
(重大不適正取引行為) <u>第 25 条の 2</u> (略) 一 (略) <u>〔消対審諮問 § 45②四〕</u> (略) (趣 旨) (略) 行政処分は、事業者の任意の協力による行政指導とは異なり、行政権の主体である東京都の命令であり、事業者は、処分に従う法的義務があり、一方、事業者は処分に不服があれば、<u>審査請求</u>、<u>抗告訴訟</u>の提起ができる。 (略) (語句の説明)	(重大不適正取引行為) <u>第 25 条の 2</u> (略) 一 (略) (略) (趣 旨) (略) 行政処分は、事業者の任意の協力による行政指導とは異なり、行政権の主体である東京都の命令であり、事業者は、処分に従う法的義務があり、一方、事業者は処分に不服があれば、<u>異議申立て</u>、<u>抗告訴訟</u>の提起ができる。 (略) (語句の説明)

1 前条第1項に規定する行為における、次のいずれかに該当する行為 (略) 特定商取引法においては直接刑罰の対象にもなる禁止行為のうち、最も重い3年以下の懲役又は300万円以下の罰金の対象となる違法性の強い禁止行為は、「不実告知」「故意の重要事項不告知」「威迫・困惑」であり、本条では、これらと同等の行為を重大不適正取引行為として規定している。 2 契約の締結について勧誘をするに際し、又は契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、商品の性能その他契約における重要な事項として規則に定めるものにつき、不実のことを告げること (略) また、条例第25条第1項第8号は、契約の履行段階において、(略)することを不適正な取引行為としている。契約の終了の申出や主張を妨害する行為には様々あるが、このうち「契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、」規則で定める重要な事項について「不実のことを告げる」行為を、重大不適正取引行為とした。 (略) なお、規則第12条の2第1項については、平成27年条例改正において「販売」、「売買」等の文言を「取引」との文言に置き換えたことに伴い、従来は規則上での「販売価格」等としていた文言を「取引価格」等に改正している。 3 契約の締結について勧誘をするに際し、商品の取引価格その他契約における重要な事項として規則に定めるものにつき、故意に事実を告げないこと 条例第25条第1項第3号は、勧誘段階において、(略)	1 前条第1項に規定する行為における、次のいずれかに該当する行為 (略) 特定商取引法では、違反行為の悪質性に応じて違反行為が直接刑罰の対象になる禁止行為と、指示処分・業務停止処分の対象になる行為とに分かれている。前者の直接刑罰がかかる禁止行為のうち最も重い2年以下の懲役又は300万円以下の罰金の対象となる違法性の強い禁止行為は、「不実告知」「重要事項不告知」「威迫・困惑」であり、本条では、これらと同等の行為を重大不適正取引行為として規定している。 2 契約の締結について勧誘をするに際し、又は契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、商品の性能その他契約における重要な事項として規則に定めるものにつき、不実のことを告げること (略) また、条例第25条第1項第8号は、契約の履行段階において、(略)することを不適正な取引行為としている。契約の終了の申出や主張を妨害する行為には様々あるが、このうちで「契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、」規則で定める重要な事項について「不実のことを告げる」行為を、重大不適正取引行為とした。 (略) なお、規則第12条の2第1項については、平成27年条例改正において「販売」、「売買」等の文言を「取引」との文言に置き換えたことに伴い、規則上の「販売価格」等の文言を「取引価格」等に改正している。 3 契約の締結について勧誘をするに際し、商品の取引価格その他契約における重要な事項として規則に定めるものにつき、故意に事実を告げないこと 条例25条1項3号は、勧誘段階において、(略)
---	--

「<u>契約における重要な事項として規則に定めるもの</u>」については、規則第12条の2第2項で、上記2の「<u>契約における重要な事項として規則に定めるもの</u>」のうち一から五までに掲げるもの<u>とすると定めている。重要な事項とはいえ不告知という不作為を禁止する規定であるため、その中でも当然告げられるべき第1号から第5号までを対象事項としている。</u> 4 契約を締結させ、又は契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、消費者を威迫して困惑させること (略) 重大不適正取引行為は、禁止命令の対象となり、以下の規定により調査、処分が行われる。 ① 立入調査等（第46条の2） ② 禁止命令（第51条第1項）、みなし規定（第51条第3項） ③ 公表（第51条第4項） ④ 罰則（過料）（第54条、第55条） (関係法令の条文) 「<u>東京都行政手続条例</u>」（平成6年条例第142号） 第13条（不利益処分をしようとする場合の手続）	＜<u>契約における重要な事項として規則で定めるもの</u>＞規則第12条の2第2項 上記2の＜<u>契約における重要な事項として規則に定めるもの</u>＞のうち一から五までに掲げるもの 4 契約を締結させ、又は契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、消費者を威迫して困惑させること (略) 重大不適正取引行為は、禁止命令の対象となり、以下の規定により調査、処分が行われる。 ① 立入調査等（第46条の2） ② 禁止命令（第51条第1項）、みなし規定（第51条第2項） ③ 公表（第51条第3項） ④ 罰則（過料）（第54条、第55条） (関係法令の条文) 「<u>行政手続条例</u>」（平成6年条例第142号） 13条（不利益処分をしようとする場合の手続）
(不適正な取引行為に関する調査) 第26条 (略) [立入調査等 § 46 の 2①] (略)	(不適正な取引行為に関する調査) 第26条 (略) [立入調査等 § 46①] (略)
(不適正な取引行為に関する情報提供) 第27条 (略) (趣 旨) 本条は、悪質商法等による消費者被害を未然に<u>防止し</u>、又はその拡大を防止する立場から、前条の規定による不適正な取引行為に関する調査の経過及び結果をタイムリーに情報提供していくことを定めたものである。 (略)	(不適正な取引行為に関する情報提供) 第27条 (略) (趣 旨) 本条は、悪質商法等による消費者被害を未然に又はその拡大を防止する立場から、前条の規定による不適正な取引行為に関する調査の経過及び結果をタイムリーに情報提供していくことを定めたものである。 (略)

第5章 消費者の被害の救済 （返還債務の免除） 第37条（略） 〔即時償還 規§20、届出事項 規§23、資料の提出 規§24〕	第5章 消費者の被害の救済 （返還債務の免除） 第37条（略）
第7章 消費者教育の推進 （消費者教育の推進） 第41条（略） （略） （語句の説明） 1 消費者教育 （略） 学校教育における消費者教育については、平成元年に改訂された学習指導要領以降、本格的に導入された。また、平成29・30・31年改訂の新学習指導要領では新たな視点を加えて充実が図られており、令和2年度より小学校、令和3年度より中学校、令和4年度より高等学校で実施されている。 2 都 消費者教育の推進主体として、知事部局（生活文化スポーツ局等）のほか、教育委員会（教育庁）、消防庁及び警視庁が対象となるため、「知事」ではなく、「都」としている。 （略）	第7章 消費者教育の推進 （消費者教育の推進） 第41条（略） （略） （語句の説明） 1 消費者教育 （略） 学校教育における消費者教育については、平成元年に改訂された学習指導要領以降、本格的に導入された。また、平成20年及び21年改訂の新学習指導要領では新たな視点を加えて充実が図られており、平成23年度より小学校、平成24年度より中学校、平成25年度より高等学校で実施されている。 2 都 消費者教育の推進主体として、知事部局（生活文化局等）のほか、教育委員会（教育庁）、消防庁及び警視庁が対象となるため、「知事」ではなく、「都」としている。 （略）
2（略） （略） （語句の説明） （略） 2 多様な主体と連携 （略） 連携の例として、消費者団体と連携し、消費者意識の啓発等を目的として消費者問題に関するイベントを実施すること、大学等と連携し、大学等の新入生ガイダンスなどで出前講座を実施すること、及び事業者等と連携し、当該企業の社員向け講座の講師として、東京都消費者啓発員（コンシューマー・エイド）を派遣することが挙げられ	2（略） （略） （語句の説明） （略） 2 多様な主体と連携 （略） 連携の例として、消費者団体と連携し、消費者意識の啓発等を目的として消費者問題に関するイベントを実施すること、大学と連携し、大学の新入生ガイダンスなどで出前講座を実施すること、及び事業者等と連携し、当該企業の社員向け講座の講師として、東京都消費者啓発員（コンシューマー・エイド）を派遣することが挙げられ

れる。 (略)	る。 (略)
(学習条件の整備) 第42条 (略) (略) (語句の説明) 1 条件の整備 講座等の開催、場所の提供、施設等の貸出し、教材・教具の提供、コンシューマー・エイドの養成・派遣等をいう。	(学習条件の整備) 第42条 (略) (略) (語句の説明) 1 条件の整備 講座等の開催、場所の提供、施設の貸出し、教材・教具の提供、コンシューマー・エイドの養成・派遣等をいう。
第10章 調査、勧告、公表等 (立入調査等) 第46条 (略) (危害に関する調査 § 10、危険な商品又はサービスの排除 § 12、緊急危害防止措置 § 13、危害防止のための表示 § 14、品質等の表示 § 16、品質等の保証表示 § 17、単位価格及び販売価格の表示 § 18、適正包装の確保 § 19、特別調査 § 22、立入調査等規 § 25①) (略) (趣 旨) 本条は、第2章から第4章まで及び本章の該当条文の施行に当たってその実効性を確保するため、知事が必要な限度において、事業者 に報告を求め、職員をして事業者の事務所に立ち入って調査させることなどができること 及びその際の<u>手続</u>等を定めたものである。 なお、第6項は、平成18年の条例改正時に追加された。立入調査が行政上の目的のために行われるものであり、犯罪捜査のための刑事 <u>手続</u>とは異なることを明確にしたものである。 (略)	第10章 調査、勧告、公表等 (立入調査等) 第46条 (略) (§ 10危害に関する調査、§ 12危険な商品又はサービスの排除、§ 13緊急危害防止措置、§ 14危害防止のための表示、§ 16品質等の表示、§ 17品質等の保証表示、§ 18単位価格及び販売価格の表示、§ 19適正包装の確保、§ 22特別調査) (略) (趣 旨) 本条は、第2章から第4章まで及び本章の該当条文の施行に当たってその実効性を確保するため、知事が必要な限度において、事業者 に報告を求め、職員をして事業者の事務所に立ち入って調査させることなどができること 及びその際の<u>手続</u>きを等を定めたものである。 なお、第6項は、平成18年の条例改正時に追加された。立入調査が行政上の目的のために行われるものであり、犯罪捜査のための刑事 <u>手続</u>きとは異なることを明確にしたものである。 (略)
(立入調査等) 第46条の2 (略) 〔不適正な取引行為に関する調査 § 26、立入調査等規 § 25 の 2 ①、禁止命令 § 51①〕 2 (略)	(立入調査等) 第46条の2 (略) 〔 § 26 不適正な取引行為に関する調査、 § 51①禁止命令〕 2 (略)

〔公表 § 50②、立入調査等 規 § 25 の 2 ②〕 (略) (趣 旨) (略) <第1項> (略) 業務に従事する者とは、従業員のように事業者と雇用契約を結んではいないが、実際に事業者の業務に従事している者をいい、事業者との間で委託契約等を締結しているか、また有償無償のいかんを問わない。 (略) <第5項> 立入調査が行政上の目的のために行われるものであり、犯罪捜査のための刑事<u>手続</u>とは異なることを明確にしたものである。 (略) (語句の説明) (略) 一 (略) 「消費者の判断に影響を及ぼす重要な事項」は、当該取引を行う消費者の意思形成に関し重大な影響を及ぼす事項であって、当該取引に関連のある事項である。(参考：特定商取引法施行令第 40 条は、特定商取引法上の密接関係者について、「<u>販売業者等が行う特定商取引に関する事項であって、契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものを告げ、又は表示する者</u>」などと規定している。) (略) <u>この他</u>、投資教材ソフトの販売を行う事業者とは別の事業者が、「教材を購入し、販売事業者の投資セミナーに参加して勉強すれば、数か月で必ず儲かる。」等と判断に影響を及ぼす重要事項を告げて、消費者を勧誘し、販売事業者につないで契約させる場合なども該当する。 三 (略)	〔公表 § 50、立入調査等 規 § 25 の 2 ②〕 (略) (趣 旨) (略) <第1項> (略) 業務に従事する者とは、従業員のように事業者と雇用契約を結んではいないが、実際に事業者の業務に従事している者をいい、事業者との間で委託契約等を締結しているか、また有償無償のいかん<u>と</u>を問わない。 (略) <第5項> 立入調査が行政上の目的のために行われるものであり、犯罪捜査のための刑事<u>手続き</u>とは異なることを明確にしたものである。 (略) (語句の説明) (略) 一 (略) 「消費者の判断に影響を及ぼす重要な事項」は、当該取引を行う消費者の意思形成に関し重大な影響を及ぼす事項であって、当該取引に関連のある事項である。(参照：特定商取引法施行令第 17 条の 2) (略) <u>また</u>、投資教材ソフトの販売を行う事業者とは別の事業者が、「教材を購入し、販売事業者の投資セミナーに参加して勉強すれば、数か月で必ず儲かる。」等と判断に影響を及ぼす重要事項を告げて、消費者を勧誘し、販売事業者につないで契約させる場合なども該当する。 三 (略)
---	---

（略）また、「契約の解除」に係る行為を行う者とは、販売事業者から委託等を受けて、当該取引に関し、消費者との間で契約解除<u>手続</u>を実施する者などをいう。 （略） 五（略） （略） 本号に該当する密接関係者は、例えば、販売事業者の営業研修の講師を務めるなどして、販売事業者に対し、販売目的を隠したアプローチの方法や効能効果に関する不実を告げての勧誘方法など不適正な営業の仕方を教えている<u>関連会社</u>などである。 （略）	（略）また、「契約の解除」に係る行為を行う者とは、販売事業者から委託等を受けて、当該取引に関し、消費者との間で契約解除<u>手続き</u>を実施する者などをいう。 （略） 五（略） （略） 本号に該当する密接関係者は、例えば、販売事業者の営業研修の講師を務めるなどして、販売事業者に対し、販売目的を隠したアプローチの方法や効能効果に関する不実を告げての勧誘方法など不適正な営業の仕方を教えている<u>親会社</u>などである。 （略）
（指導及び勧告） 第 48 条（略） （趣 旨） 本条は、表示・包装の適正化に関し行われた指定又は基準等に違反している事業者、又は不適正な取引行為を行っている事業者に対し、<u>当該違反を是正</u>するよう指導、勧告できることを定めたものである。 （略）	（指導及び勧告） 第 48 条（略） （趣 旨） 本条は、表示・包装の適正化に関し行われた指定又は基準等に違反している事業者、又は不適正な取引行為を行っている事業者に対し、<u>条例の定めを遵守</u>するよう指導、勧告できることを定めたものである。 （略）
（意見陳述の機会の付与） 第 49 条（略） 〔危害に関する安全立証再要求 § 10③、不適正事業行為の是正勧告 § 23、意見陳述の機会の付与 規 § 29～37〕 （趣 旨） （略） 具体的手続は、規則第 29 条から第 37 条<u>まで</u>に規定されている。 （略）	（意見陳述の機会の付与） 第 49 条（略） 〔 § 10③危害に関する安全立証要求、 § 23 不適正事業行為の是正勧告、意見陳述の機会の付与 規 § 29～37〕 （趣 旨） （略） 具体的手続は、規則第 29 条から第 37 条に規定されている。 （略）
（公表） 第 50 条（略） （趣 旨） （略） 平成 27 年の改正前は、不適正な取引行為に関	（公表） 第 50 条（略） （趣 旨） （略） 平成 27 年の改正前は、不適正な取引行為に関

する立入調査等は、<u>第46条第1項の規定に基づき行われており、当該調査等への拒否があった場合は同条第2項の規定に基づき、書面による要求を経て、この要求にも事業者が応じない場合に、第50条に基づく「公表」を実施するという仕組みとされていた。不適正な取引行為を行う事業者の中には、この規定を逆手にとり、第46条第1項の規定に基づく立入調査等への対応をはぐらかすなどして、引き延ばしを図る者が現れていた。</u> 条例は、都民の積極的な参加や協力を前提として作られており、罰則によらずに、<u>公表への反応としてなされる都民の行動によって、悪質な事業行為などを防止することを想定している。</u>そのために、都には、立入調査拒否の事実を含め、調査経過等を都民に情報提供し、不適正な取引行為による被害の発生及び拡大を防止することが求められている。<u>2回目の要求拒否があるまで調査拒否の事実を公表できない仕組みの下では、都民への迅速かつ適切な情報提供という所期の目的を十分に果たすことはできないため、平成27年の改正で、事業者又は密接関係者が、不適正な取引行為に関する第46条の2第2項の書面による1回目の要求を拒否した場合には、公表を行う旨を規定した。</u> なお、本条第2項については不適正な取引行為に関する立入調査等の要求拒否にのみ適用され、表示や価格等に係る立入調査等の要求拒否に関しては、本条第1項が適用される。 （略）	する立入調査等を含め、調査等の拒否に係る公表については、<u>第46条第1項の規定に基づく求めに事業者が応じない場合に、同条第2項の規定に基づき、書面により要求を行い、この要求にも事業者が応じない場合に、第50条に基づく「公表」を実施するという仕組みになっていた。しかし、不適正な取引行為を行う事業者の中には、この規定を悪用する者が現れている。</u> 条例は、都民の積極的な参加や協力を前提として作られており、罰則によらずに、<u>公表に基づく都民の行動によって、悪質な事業行為などを防止することを想定している。</u>そのために、都には、立入調査拒否の事実を含め、調査経過等を都民に情報提供し、不適正な取引行為による被害の発生及び拡大を防止することが求められている。<u>調査拒否の事実を2回目要求の拒否時に公表する仕組みとしたままでは、都民への迅速かつ適切な情報提供という所期の目的を十分に果たすことはできないため、平成27年の改正で、事業者又は密接関係者が不適正な取引行為に関する第46条の2第2項の書面による1回目の要求を拒否した場合には、公表を行う旨を規定した。</u> なお、本条第2項については不適正な取引行為に関する立入調査等の要求拒否にのみ適用され、表示や価格等に係る立入調査等の拒否に関しては、本条第1項が適用される。 （略）
（禁止命令） 第51条（略） （趣 旨） 本条は、平成18年の改正で新設した。特に深刻な消費者被害を引き起こす悪質な不適正取引行為を行う事業者に対し、更なる消費者被害拡大防止のために、1年以内の期間を限り、契約締	（禁止命令） 第51条（略） （趣 旨） 本条は、平成18年の改正で新設した。特に深刻な消費者被害を引き起こす悪質な不適正取引行為を行う事業者に対し、更なる消費者被害拡大防止のために、1年以内の期間を限り、契約締結

結の勧誘又は契約の締結を条例で禁ずるものである。 ＜第1項＞ （略）本条第1項でその要件を定め、条例別表に定める商品・サービスに関する取引に限定した上で、禁止命令の発動に関しては緊急性の有無により第1号と第2号に分けて定めた。 第1号は、第48条に基づく勧告をしたにも関わらず<u>それに従わないことから</u>、第50条に基づく公表をした<u>にもかかわらず</u>、第25条の2に定める重大不適正取引行為を行った場合である。 第2号は、第25条の2に定める重大不適正行為をした場合において、消費者の利益が著しく害されるおそれがあるため、被害防止のための緊急の必要がある場合である。この場合は、前号に定める勧告、公表といった段階を経ずに禁止命令を出すことができる。 （略） ＜第4項＞ （略） 具体的には、報道機関等への情報提供、東京都ホームページへの掲載等が行われることとなる。 （略） （語句の説明） （略） 4 期間を定めて <u>令和5年4月21日付消費者庁通達「特定商取引に関する法律等の施行について」による「特定商取引に関する法律第6条の2等の運用指針」</u>を準用し、資料の提出を求められた日から原則として15日間とする。 5 合理的な根拠を示す資料 （略） ① 提出資料が客観的に実証された内容のものであること （略）	の勧誘又は契約の締結を条例で禁ずるものである。 ＜第1項＞ （略）本条第1項でその要件を定め、条例別表に定める商品・サービスに関する取引に限定した上で、禁止命令の発動に関しては緊急性の有無により1号と2号に分けて定めた。 1号は、第48条に基づく勧告をしたにも関わらず<u>それに従わず</u>、第50条に基づく公表をした<u>が、それでもなお</u>、第25条の2に定める重大不適正取引行為を行った場合である。 2号は、第25条の2に定める重大不適正行為をした場合において、消費者の利益が著しく害されるおそれがあるため、被害防止のための緊急の必要がある場合である。この場合は、前号に定める勧告、公表といった段階を経ずに<u>直接</u>禁止命令を出すことができる。 （略） ＜第4項＞ （略） 具体的には、<u>東京都公報に掲載するとともに</u>、報道機関等への情報提供、東京都ホームページへの掲載等が行われることとなる。 （略） （語句の説明） （略） 4 期間を定めて <u>平成16年10月25日付「特定商取引に関する法律第6条の2等の運用指針」</u>を準用し、資料の提出を求められた日から原則として15日間とする。 5 合理的な根拠を示す資料 （略） ① 提出資料が客観的に実証された内容のものであること （略）
---	---

ii 専門家、専門家団体若しくは専門機関の見解又は学術文献 （略） ・ 古来の言い伝え等長期にわたる多数の人々の経験則によって、性能、効果等の存在が一般的に言われているものがあるが、専門家の見解又は学術文献によってその存在が確認されている必要がある。 （略）	ii 専門家、専門家団体若しくは専門機関の見解又は学術文献 （略） ・ 古来<u>から</u>の言い伝え等長期にわたる多数の人々の経験則によって、性能、効果等の存在が一般的に言われているものがあるが、専門家の見解又は学術文献によってその存在が確認されている必要がある。 （略）
第 11 章 雑則 （適用除外） 第 52 条（略） （略） （語句の説明） （略） 4 法令に基づいて規制されているもの （略） (2) 法令に基づいた価格が定められるもの （略） <例> （略） 電気事業法第 <u>18</u> 条 ガス事業法第 <u>48</u> 条 （略）	第 11 章 雑則 （適用除外） 第 52 条（略） （略） （語句の説明） （略） 4 法令に基づいて規制されているもの （略） (2) 法令に基づいた価格が定められるもの （略） <例> （略） 電気事業法第 <u>19</u> 条 ガス事業法第 <u>17</u> 条 （略）
第 12 章 罰則 （過料） 第 55 条（略） （趣 旨） （略） これに伴い、密接関係者が、第 51 条の禁止命令の施行に必要な第 46 条の 2 の立入調査等に応じない場合には、本条に基づき、<u>過料に処す</u>こととなった。	第 12 章 罰則 （過料） 第 55 条（略） （趣 旨） （略） これに伴い、密接関係者が、第 51 条の禁止命令の施行に必要な第 46 条の 2 の立入調査等に応じない場合には、本条に基づき、<u>過料を課す</u>こととなった。
別表（第 51 条関係） （略） （趣 旨） （略）	別表（第 51 条関係） （略） （趣 旨） （略）

<u>第3号及び第4号は、平成27年の改正により追加した。</u> （略） <第1号> いわゆる招請訪販による取引である。（略） （略） 平成18年当時、事業者が格安料金をうたった広告チラシ等を配布し、（略）後から高額の代金を請求するという被害が多発した。この被害に対応するため、条例による禁止命令の対象取引に指定したものである。 <u>ただし、「特定商取引に関する法律の解説（令和5年6月1日時点版）」は、第26条第6項の解説において、「見積りのみを目的として訪問を依頼した販売業者等とその場で修理等の契約を締結した場合」や「販売業者等が広告等で安価な価格のみを表示しており、これに基づいて消費者が訪問を依頼したところ、広告等での表示額と実際の請求額に相当の開きがあった場合、訪問を依頼した段階においては、消費者は広告等で表示されていた安価な価格で契約を締結する程度のみを有しておらず、実際の請求額ほど高額な価格での契約を締結する意思を有していなかったといえ、実際に請求された金額で契約の申込み又は締結を行いたい旨の明確な意思を表示したといえないような場合」には、招請訪販には該当せず、特定商取引法の適用除外に当たらないと考えられると記載している。したがって、このような場合には特定商取引法が適用されることとなるため、条例による禁止命令の対象取引はかなり限定的なものとなる。</u> なお、平成27年改正以前は、（略） <第2号> （略） <第3号> （略）	3号及び4号は、平成27年の改正により追加した。 （略） <1号> いわゆる招請訪販による取引である。（略） （略） 平成18年当時、事業者が格安料金をうたった広告チラシ等を配布し、（略）後から高額の代金を請求するという被害が多発した。この被害に対応するため、条例による禁止命令の対象取引に指定したものである。 なお、平成27年改正以前は、（略） <2号> （略） <3号> （略）
---	---

<u>（一）</u>は、いわゆるタレント・モデル事務所の所属契約やタレント・モデルとしての売り込みのための広告宣伝契約などである。 具体的には、以下のような不実告知等の不適正取引行為が行われる事例が該当する。 ・「<u>広告を見て、芸能プロダクションに出向いた。プロダクションと所属契約をかわせば、全力で売り込むので絶対に有名タレントになれると言われ、高額なお金を払って契約したが、実際には売り込み活動をしてくれない。</u>」 ・「<u>モデル事務所に、宣伝のためのプロフィール資料を作成する費用を支払えば、必ずモデルの仕事を紹介するので有名になれると言われ、支払った。ところが、契約後、全く仕事は紹介されない。返金を求めたところ、プロフィール資料は作成済みなので返金できないと言われた。</u>」 下線部分が「不実告知」の疑いのある行為である。 なお、<u>第2号</u>で、タレント・モデル養成講座を規定しているので、本号ではそれに該当しないものを対象にすることになる。 （略） <u>（二）</u>は、いわゆる就活講座、自己啓発セミナー等である。 具体的には、以下のような不適正取引行為が行われる事例が該当する。 ・「<u>知人に、確実に利益を出す手法を教える講座があると勧誘され、事業者のもとへ出向いたところ、受講すればすぐに元が取れるから借金をして講座を契約しろと強要され、消費者金融からお金を借りて契約した。講座受講後に、必ず儲かるというものではないことが分かった。</u>」	<u>3号の1</u>は、いわゆるタレント・モデル事務所の所属契約やタレント・モデルとしての売り込みのための広告宣伝契約などである。 具体的には、以下のような不実告知等の不適正取引行為が行われる事例が該当する。 ・「<u>番組出演者募集広告を見て応募したところ、プロダクションから二次審査に来てほしいとの連絡があり出向いた。プロダクションと所属契約をかわせば、全力で売り込むので絶対に有名タレントになれると言われ、高額なお金を払って契約したが、実際には売り込み活動をしてくれない。</u>」 ・「<u>モデル事務所のオーディションに応募した。事務所から電話で呼び出され、宣伝のためのプロフィール資料を作成する費用を支払えば、必ずモデルの仕事を紹介するので有名になれると言われ、支払った。ところが、契約後、全く仕事は紹介されない。返金を求めたところ、プロフィール資料は作成済みなので返金できないと言われた。</u>」 下線部分が「不実告知」の疑いのある行為である。 なお、<u>既に2号</u>で、タレント・モデル養成講座を規定しているので、本号ではそれに該当しないものを対象にすることになる。 （略） <u>3号の2</u>は、いわゆる就活講座、自己啓発セミナー等である。 具体的には、以下のような不適正取引行為が行われる事例が該当する。 ・「<u>パーティーで知り合った人に、確実に利益を出す手法を教える講座があると勧誘された。お金がないと断ったが、受講すればすぐに元が取れるから借金をして講座を契約しろと強要され、消費者金融からお金を借りて契約した。講座受講後に、必ず儲かるというものではないことが分かった。</u>」
---	---

・「就活講座の説明会に出向いてみると、しつこい勧誘が続き、当社の就活講座を<u>契約しないと一生成功できないと長時間脅され</u>、仕方なく契約した。」 下線部分が「不実告知」や「威迫困惑」に該当すると思われる行為である。 （略） 講座やセミナーと称されるサービス取引ではあるが、<u>第2号</u>のように講座の期間を指定しているものではないため、1回限りの「知識等の伝授」であっても対象となる。 <u>（三）</u>は、いわゆる留学あっせんサービスである。（略） （略） <第4号> いわゆる原野商法で消費者に販売される「非宅地」の取引である。 <u>宅地建物取引業者が行う宅地の取引については宅地建物取引業法の規制対象となり、特定商取引法第26条第1項第8号ロの規定により、特定商取引法の適用が除外されるが、非宅地の土地の取引は、宅地建物取引業法の規制対象とならない。</u>平成27年改正時点では、<u>土地は商品でないため、訪問販売や電話勧誘販売で取引されていたとしても、特定商取引法の規制対象とならないという見解があり、法のすき間が生じていた。</u>そこで、非宅地の土地の取引について、事業者による重大不適正取引行為が行われる場合には、条例の禁止命令の対象とすることを定めたものである。 <u>特定商取引に関する法律の解説（令和5年6月1日時点版）</u>」では、<u>宅地建物取引業者が行う宅地の販売については、特定商取引法の規定の適用が除外される（法第26条第1項第8号ロ）が、①宅地建物取引業法に基づく免許を受けて</u>	・「<u>街頭でアンケートに答えたところ、就活講座の説明会があると言われた。</u>出向いてみると、説明会ではなく1対1の説明だった。<u>契約しないと断ってもしつこい勧誘が続き、当社の就活講座を契約しないと一生成功できないと長時間脅され、仕方なく契約した。</u>」 下線部分が「不実告知」や「威迫困惑」に該当すると思われる行為である。 （略） 講座やセミナーと称されるサービス取引ではあるが、<u>2号</u>のように講座の期間を指定しているものではないため、1回限りの「知識等の伝授」であっても対象となる。 <u>3号の3</u>は、いわゆる留学あっせんサービスである。（略） （略） <4号> いわゆる原野商法で消費者に販売される「非宅地」の取引である。 非宅地の土地の取引は、宅地建物取引業法の規制対象とならない。<u>その一方で、土地は商品でないため、訪問販売や電話勧誘販売で取引されていたとしても、特定商取引法の規制対象とならないという見解があり、法のすき間が生じている。</u>そこで、非宅地の土地の取引について、事業者による重大不適正取引行為が行われる場合には、条例の禁止命令の対象とすることを定めたものである。
--	---

<u>いない者が不動産の販売を訪問販売等で行った場合、②宅地建物取引業法に基づく免許を受けた宅地建物取引業者が宅地以外の不動産の販売を訪問販売等で行った場合は、特定商取引法の規定が適用されるとの解釈が示されている。このように、訪問販売等で行われる非宅地の土地の販売は特定商取引法で規制されることが明確に示された結果、条例による禁止命令の対象取引はかなり限定されることとなった。</u> 具体的には、以下のような不適正取引行為が行われる事例が該当する。 ・「<u>宅地建物取引業者に、保有する原野を売りたいと相談したところ、高く買いたいという人がいると言われて、土地を売る契約をした。その際、その人の保有する山林と交換する形にした方がよいと事業者に勧められ、先にその山林の代金を支払ったが、その後、土地の売却代金を払ってもらえない。何度事業者に連絡しても担当者が不在で折り返し連絡させると言うだけで、話ができない。</u>」 ・「<u>事業者から、数年後に価格が必ず倍以上になる見込みの土地があり、今がお買い得だと言われ、土地の購入契約をした。契約後になって、値上がりするはずのない原野だと分かった。</u>」 下線部分が「不実告知」の疑いのある行為である。 なお、原野商法は、一般的には「いずれ原野が売れて儲かる」等と嘘を言って、消費者に対し、タダ同然の山林（土地）を法外な値段で販売する商法を言うが、他に「<u>原野商法の二次被害</u>」がある。数十年前に原野商法の被害にあった消費者に対して、「<u>所有している原野を売ってあげる</u>」等と言って、整地・測量・広告等のサービスを契約させる手口である。サービスの取引については、それが訪問販売等で行われていれば、原則として特定商取引法が適用されることになる。	具体的には、以下のような不適正取引行為が行われる事例が該当する。 ・「<u>訪問してきた事業者に、あなたの保有する土地を高く買いたいという人がいると言われて、土地を売る契約をした。その際、その人の保有する山林と交換する形にした方がよいと事業者に勧められ、先にその山林の代金を支払ったが、その後、土地の売却代金を払ってもらえない。何度事業者に連絡しても担当者が不在で折り返し連絡させると言うだけで、話ができない。</u>」 ・「<u>電話があり訪問してきた事業者から、数年後に価格が必ず倍以上になる見込みの土地があり、今がお買い得だと言われ、土地の購入契約をした。契約後になって、値上がりするはずのない原野だと分かった。</u>」 下線部分が「不実告知」の疑いのある行為である。 <u>4号は、販売手法を特定していないため、消費者が広告を見て自分から事業者のもとを訪問し、原野を購入する場合も、事業者が勧誘の中で不実告知や威迫行為等の重大不適正取引行為を行っていれば、対象となる。</u> なお、原野商法は、一般的には「いずれ原野が売れて儲かる」等と嘘を言って、消費者に対し、タダ同然の山林（土地）を法外な値段で販売する商法を言うが、<u>近年は「原野商法の二次被害」が増加している。</u>数十年前に原野商法の被害にあ
--	---

	った消費者に対して、「所有している原野を売ってあげる」等と言って、整地・測量・広告等のサービスを契約させる手口である。 <u>土地の売買ではない</u> サービスの取引については、それが訪問販売等で行われていれば、原則として特定商取引法が適用されることになる。
--	--